



# 山形県公報

令和5年5月30日(火)  
第408号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……(農業経営・所得向上推進課) ……573
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……(同) ……574
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……(農業技術環境課) ……同
- くろまぐろ(小型魚)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の  
変更……(庄内総合支庁水産振興課) ……577
- くろまぐろ(大型魚)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の  
変更……(同) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 同 ……(同) ……同
- 同 ……(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……(県土利用政策課) ……578

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……同
- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……(DX推進課) ……579
- 令和5年度山形県登録販売者試験の実施……(健康福祉企画課) ……580
- 大規模小売店舗の変更の届出……(商業振興・経営支援課) ……581
- 同 ……(同) ……582
- 特定調達契約に係る落札者の公告……(畜産振興課) ……584
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定手続開始の  
決定……(県土利用政策課) ……同
- 令和5年度教科書展示会の開催……(教育委員会) ……587
- 特定調達契約に係る落札者の公告……(新庄病院) ……588

## 告 示

### 山形県告示第407号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.70%」を「年0.60%」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和5年5月18日から適用する。
- 2 令和5年5月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第408号**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.70パーセント」を「年0.60パーセント」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和5年5月18日から適用する。
- 2 令和5年5月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第409号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 山形おきたま農業協同組合  
 代表理事組合長 若林 英毅  
 東置賜郡川西町大字上小松978番地1
- 2 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |     |            | 変更年月日     |
|---------------------------|-----|------------|-----------|
| 変更前                       | 変更後 | 備考         |           |
| 加藤 文一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 令和5年5月10日 |
| 佐藤 智浩<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |
| 平林 章<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |            |           |
| 青木 豊志<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |
| 寒河江 喜久夫<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |            |           |
| 宍戸 利一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |
| 田苗 政一郎<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |            |           |
| 遠藤 隆則<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |
| 竹田 栄司<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |
| 佐藤 幸夫<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 金子 寛和<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 伊藤 繁明<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 森谷 嘉嗣<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 登坂 幸治<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 梅津 芳晴<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 小林 周一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 佐々木 勝幸<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 高橋 政勝<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 菅原 利浩<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 高橋 幸起<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 佐々木 泰司<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 竹田 修<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |
| 大河原 文幸<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 藤倉 弘樹<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |
| 近野 信浩<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 金子 浩子<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 桑原 健太郎<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 本間 忠司<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 坂野 友一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 小関 正浩<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 高橋 勝<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |
| 栗田 俊明<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 齋藤 達也<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 長谷川 仁<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |

|                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| 辻 浩明<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左                      |
| 長谷部 克広<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左                      |
| 新野 克行<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                      |
| 平 圭一郎<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                      |
| 富樫 啓貴<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                      |
| 横山 康彦<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                      |
| 高橋 弘之<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                      |
| 児玉 直樹<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                      |
| 齋藤 佑輔<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                      |
| 柏倉 義弘<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                      |
| 横山 汐佑希<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左                      |
| 渡部 貴史<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                      |
| 石川 拓<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左                      |
| 後藤 瑞貴<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                      |
| 鈴木 崇史<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                      |
| 漆山 洗平<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                      |
| 渡部 桂一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                      |
| 小関 勝彦<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                      |
| 渡辺 賢一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左                      |
|                          | 阿部 美智彦<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
|                          | 五十嵐 慎<br>もみ、玄米、大豆、そば     |
|                          | 高橋 雅和<br>もみ、玄米、大豆、そば     |
|                          | 鈴木 祥人<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  |

**山形県告示第410号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和5年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第411号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和5年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第412号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和5年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名                          | 地 区 名  | 工事完了年月日   |
|--------------------------------|--------|-----------|
| 水田農業低コスト・高付加価値化<br>基盤整備事業（一般型） | 西郷名取地区 | 令和5年1月27日 |

**山形県告示第413号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和5年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名       | 地 区 名   | 工事完了年月日   |
|-------------|---------|-----------|
| 防 災 減 災 事 業 | 清 水 地 区 | 令和5年3月20日 |

**山形県告示第414号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和5年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名       | 地 区 名   | 工事完了年月日   |
|-------------|---------|-----------|
| 防 災 減 災 事 業 | 北 村 地 区 | 令和5年4月25日 |

**山形県告示第415号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市全域、東根市全域、東村山郡山辺町全域、同郡中山町全域
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年4月13日から同年12月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成）

**病院事業局関係**

**規 程**

**山形県病院事業管理規程第10号**

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月30日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

**山形県立病院料金規程の一部を改正する規程**

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

|         |                                           |             |       |        |       |
|---------|-------------------------------------------|-------------|-------|--------|-------|
| 宿泊施設使用料 | 河北病院における健康診断を受けるに当たり河北病院長が指定する宿泊施設を利用する場合 | 食事を検査食とする場合 | 1泊につき | 5,000円 | を     |
|         |                                           | 上記以外の場合     | 1泊につき | 5,500円 |       |
| 宿泊施設使用料 | 河北病院における健康診断を受けるに当たり河北病院長が指定する宿泊施設を利用する場合 | 食事を検査食とする場合 | 1泊につき | 5,300円 | に改める。 |
|         |                                           | 上記以外の場合     | 1泊につき | 5,500円 |       |

**附 則**

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

**山形県病院事業管理規程第11号**

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月30日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

**山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

附則第12項の前の見出し、同項及び附則第13項を削る。

附則第14項の前の見出しを削り、同項中「県庁及び総合支庁で実施する県職員等に対する新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関する業務又は」を削り、同項を附則第12項とし、同項の前に見出しとして「（分べん介助・診療応援手当の特例）」を付し、附則第15項を附則第13項とし、附則第16項を附則第14項とする。

附則第17項の前の見出しを削り、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「（看護業務手当）」を付し、附則第18項を附則第16項とし、附則第19項から第21項までを2項ずつ繰り上げる。

**附 則**

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク単独公所用VLAN透過型L2アクセス回線通信サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 令和5年7月11日（火） 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク単独公所用VLAN透過型L2アクセス回線通信サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和5年8月1日から令和8年7月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和5年8月分から令和6年3月分までの8箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総価のうち令和5年8月分から令和6年3月分までの8箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当  
電話番号023(630)2098

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和5年6月20日（火）午後3時までに山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Yamagata Prefectural Government's Central Communication Network VLAN transmission line L2 access communication services for single public office: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 11, 2023

(3) Contact point for the notice: DX Promotion Division, Department for Innovation, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2098

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和5年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和5年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 試験の日時及び場所

(1) 日時 令和5年8月30日（水） 午前10時30分から午後3時55分まで

(2) 場所 山形市香澄町三丁目4番5号 山形国際ホテル

#### 2 受験手続

受験願書を令和5年6月6日（火）から同月27日（火）までの間に山形市松波二丁目8番1号 健康福祉部健康福祉企画課に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

#### 3 その他

詳細については、健康福祉部健康福祉企画課（電話番号 023(630)2332）に問い合わせること。



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和5年10月2日まで縦覧に供する。

令和5年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ山形北

山形市嶋北二丁目5番13号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称       | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|-----------|----------------------|---------|
| 大和リース株式会社 | 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 | 森 田 俊 作 |

(変更後)

| 名 称       | 住 所                  | 代表者の氏名 |
|-----------|----------------------|--------|
| 大和リース株式会社 | 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 | 北 哲 弥  |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称               | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|-------------------|------------------------|---------|
| 株式会社ユニクロ          | 山口県山口市佐山717番地1         | 柳 井 正   |
| 株式会社ハニーズホールディングス  | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 | 江 尻 義 久 |
| 株式会社エービーシー・マート    | 東京都渋谷区神南一丁目11番5号       | 野 口 実   |
| 株式会社アルカスインターナショナル | 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1    | 内 山 誠 一 |
| 株式会社ゲオホールディングス    | 愛知県名古屋市中区富士見町8番8号      | 遠 藤 結 蔵 |
| 青山商事株式会社          | 広島県福山市王子町一丁目3番5号       | 青 山 理   |
| 株式会社ブービープランニング    | 福島県須賀川市南町130番地         | 栗 木 幸 一 |

(変更後)

| 名 称              | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|------------------|------------------------|---------|
| 株式会社ユニクロ         | 山口県山口市佐山10717番地1       | 柳 井 正   |
| 株式会社ハニーズホールディングス | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 | 江 尻 英 介 |

|                   |                     |         |
|-------------------|---------------------|---------|
| 株式会社エービーシー・マート    | 東京都渋谷区神南一丁目11番5号    | 野 口 実   |
| 株式会社アルカスインターナショナル | 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1 | 内 山 誠 一 |
| 株式会社ゲオホールディングス    | 愛知県名古屋市中区富士見町8番8号   | 遠 藤 結 蔵 |
| 青山商事株式会社          | 広島県福山市王子町一丁目3番5号    | 青 山 理   |
| 株式会社サードウェーブ       | 東京都千代田区外神田三丁目12番8号  | 尾 崎 健 介 |

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 令和3年4月1日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ 株式会社ユニクロに係るもの 令和2年7月17日

ロ 株式会社ハニーズホールディングスに係るもの 令和3年8月24日

ハ 株式会社サードウェーブに係るもの 令和4年10月1日

4 届出年月日

令和5年5月17日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年10月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和5年10月2日まで縦覧に供する。

令和5年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン嶋 第1ブロック

山形市嶋北四丁目2番18号外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名（変更前）

| 名 称         | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|-------------|----------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号     | 大 高 善 興 |
| 株式会社戸田書店    | 静岡県静岡市清水区銀座4番6号      | 鍋 倉 修 六 |
| 大和リース株式会社   | 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 | 森 田 俊 作 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|---------------|----------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル   | 福島県郡山市谷島町5番42号       | 真 船 幸 夫 |
| 株式会社丸善ジュンク堂書店 | 東京都中央区日本橋二丁目3番10号    | 中 川 清 貴 |
| 大和リース株式会社     | 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 | 北 哲 弥   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称                | 住 所                     | 代表者の氏名    |
|--------------------|-------------------------|-----------|
| 株式会社ヨークベニマル        | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号        | 大 高 善 興   |
| 株式会社戸田書店           | 静岡県静岡市清水区銀座4番6号         | 鍋 倉 修 六   |
| 株式会社ツルハ            | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 鶴 羽 順     |
| 株式会社大創産業           | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号    | 矢 野 博 文   |
| 株式会社富岡本店           | 山形市七日町二丁目1番8号           | 富 岡 善 一 郎 |
| 株式会社ストライプインターナショナル | 岡山県岡山市北区幸町2番8号          | 石 川 康 晴   |
| 株式会社ブロードアイ         | 東根市中央南二丁目5番6号           | 相 澤 貴     |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                     | 代表者の氏名    |
|---------------|-------------------------|-----------|
| 株式会社ヨークベニマル   | 福島県郡山市谷島町5番42号          | 真 船 幸 夫   |
| 株式会社丸善ジュンク堂書店 | 東京都中央区日本橋二丁目3番10号       | 中 川 清 貴   |
| 株式会社ツルハ       | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 八 幡 政 浩   |
| 株式会社大創産業      | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号    | 矢 野 靖 二   |
| 株式会社富岡本店      | 山形市七日町二丁目1番8号           | 富 岡 善 一 郎 |
| 株式会社ブロードアイ    | 天童市駅西一丁目1番1号            | 相 澤 貴     |

## 3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項

- イ 株式会社ヨークベニマルの住所に係るもの 令和3年2月12日
- ロ 株式会社ヨークベニマルの代表者の氏名に係るもの 令和4年5月17日
- ハ 株式会社丸善ジュンク堂書店に係るもの 令和2年6月1日

ニ 大和リース株式会社に係るもの 令和3年4月1日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ 株式会社ヨークベニマルの住所に係るもの 令和3年2月12日

ロ 株式会社ヨークベニマルの代表者の氏名に係るもの 令和4年5月17日

ハ 株式会社丸善ジュンク堂書店に係るもの 令和2年6月1日

ニ 株式会社ツルハに係るもの 令和2年8月11日

ホ 株式会社大創産業に係るもの 平成30年3月1日

ヘ 株式会社ストライプインターナショナルに係るもの 令和3年1月31日

ト 株式会社ブロードアイに係るもの 令和元年6月1日

4 届出年月日

令和5年5月17日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年10月2日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

---

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他国際約束の適用を受ける。

令和5年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び予定数量

(1) 豚熱ワクチン20ドーズ 4,000バイアル

(2) 豚熱ワクチン50ドーズ 8,271バイアル

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県農林水産部畜産振興課 山形市松波二丁目8番1号

3 落札者を決定した日 令和5年4月14日

4 落札者の名称及び所在地

MPアグロ株式会社山形支店 山形市成沢西四丁目4番16

5 落札金額

1の(1)から(2)までのそれぞれについて次のとおり。

(1) 20ドーズ 2,046円

(2) 50ドーズ 5,115円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和5年3月3日

---

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第30条第1項の規定により、次のとおり特定所有者不明土地の収用の裁定手続の開始を決定した。

令和5年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道7号改築工事（遊佐象潟道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事

3 裁定手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

| 所在                 | 地番   | 地目 |    | 地積 (㎡) |        | 収用しようとする<br>土地の面積 (㎡) |
|--------------------|------|----|----|--------|--------|-----------------------|
|                    |      | 公簿 | 現況 | 公簿     | 現況     |                       |
| 飽海郡遊佐町吹浦<br>字物見峠   | 39番1 | 山林 | 山林 | 187    | 187.29 | 150.61                |
| 飽海郡遊佐町吹浦<br>字物見峠   | 40番2 | 山林 | 山林 | 214    | 217.51 | 217.51                |
| 飽海郡遊佐町吹浦<br>字林ノ内   | 7番1  | 山林 | 山林 | 285    | 285.87 | 228.49                |
| 飽海郡遊佐町吹浦<br>字大黒坂道西 | 49番  | 山林 | 山林 | 50     | 52.81  | 49.23                 |
| 飽海郡遊佐町吹浦<br>字寺屋敷   | 38番  | 山林 | 山林 | 294    | 525.32 | 49.27                 |
| 飽海郡遊佐町吹浦<br>字寺屋敷   | 41番  | 山林 | 山林 | 705    | 705.74 | 705.74                |
| 飽海郡遊佐町吹浦<br>字小屋林道東 | 40番2 | 山林 | 山林 | 29     | 33.42  | 33.42                 |

## 4 土地所有者の氏名及び住所

不明。ただし、次の登記名義人(亡)松田又彦及び(亡)松田貫蔵の法定相続人の全員又は一部の者

- (1) イ 氏名 阿部成子  
ロ 住所 埼玉県さいたま市緑区大字大間木813番地4
- (2) イ 氏名 飯田槿子  
ロ 住所 東京都杉並区久我山4丁目2番23号
- (3) イ 氏名 五十嵐渚  
ロ 住所 鶴岡市長者町23番8号
- (4) イ 氏名 池田郁  
ロ 住所 飽海郡遊佐町藤崎字下モ山89番地の12
- (5) イ 氏名 石原旬  
ロ 住所 酒田市東泉町5丁目2番地の9
- (6) イ 氏名 梅津徹  
ロ 住所 東京都板橋区志村1丁目2番3-303号
- (7) イ 氏名 梅津良  
ロ 住所 飽海郡遊佐町吹浦字横町69番地
- (8) イ 氏名 小川淑子  
ロ 住所 鶴岡市美原町1番48号
- (9) イ 氏名 小川祐一  
ロ 住所 鶴岡市美原町1番48号
- (10) イ 氏名 小野寺敦  
ロ 住所 鶴岡市三和町3番5号
- (11) イ 氏名 小野寺修  
ロ 住所 宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘3丁目26番11号
- (12) イ 氏名 小野寺隆  
ロ 住所 東京都江東区扇橋2丁目4番8-1202号
- (13) イ 氏名 小野寺多美子  
ロ 住所 沖縄県那覇市おもろまち3丁目4番5-607号
- (14) イ 氏名 小野寺信子  
ロ 住所 東京都江戸川区松島3丁目25番13号
- (15) イ 氏名 小野寺央  
ロ 住所 東京都新宿区新宿7丁目26番11-1601号
- (16) イ 氏名 小山誠

- 住所 宮城県東松島市赤井字南一158番地18
- (17) イ 氏名 齋藤恵果
- 住所 東京都府中市宮町1丁目11番地の4
- (18) イ 氏名 佐藤和雄
- 住所 東京都小平市小川町1丁目478番地の66
- (19) イ 氏名 佐藤節子
- 住所 東京都文京区白山1丁目3番1-304号
- (20) イ 氏名 佐藤汎由
- 住所 東京都多摩市和田2015番地の5
- (21) イ 氏名 佐藤淑江
- 住所 埼玉県狭山市柏原3161番地の19
- (22) イ 氏名 佐藤龍一
- 住所 埼玉県さいたま市北区大成町4丁目357番地4
- (23) イ 氏名 白崎吉英
- 住所 北海道小樽市新光3丁目34番1号
- (24) イ 氏名 渋谷永一
- 住所 飽海郡遊佐町吹浦字西楯60番地の6
- (25) イ 氏名 渋谷拓
- 住所 石川県金沢市橋場町2番13号
- (26) イ 氏名 渋谷洋
- 住所 茨城県土浦市霞ヶ岡町21番28号
- (27) イ 氏名 白崎早苗
- 住所 北海道札幌市中央区北3条西13丁目3番地2
- (28) イ 氏名 白崎弥生
- 住所 北海道札幌市中央区北3条西13丁目3番地2
- (29) イ 氏名 杉山京子
- 住所 京都府京都市右京区常盤神田町14番地
- (30) イ 氏名 杉山弘明
- 住所 静岡県静岡市駿河区みずほ五丁目2番地の15
- (31) イ 氏名 武田由紀
- 住所 鶴岡市西新斎町12番20号
- (32) イ 氏名 田村ゆき
- 住所 東京都板橋区蓮根1丁目24番6-207号
- (33) イ 氏名 中里テイ子
- 住所 神奈川県座間市相武台1丁目11番5号
- (34) イ 氏名 仲谷文雄
- 住所 神奈川県海老名市国分寺台5丁目14番28号
- (35) イ 氏名 仲谷裕子
- 住所 大阪府吹田市千里丘中33番710号
- (36) イ 氏名 仲谷友里
- 住所 大阪府吹田市千里丘中33番710号
- (37) イ 氏名 仲谷洋子
- 住所 東京都世田谷区上野毛3丁目16番1-103号
- (38) イ 氏名 仲谷佳郎
- 住所 群馬県前橋市川原町376番地201
- (39) イ 氏名 中鉢美佳
- 住所 新庄市十日町2415番地
- (40) イ 氏名 本多正絵
- 住所 神奈川県横浜市港北区大豆戸町620番地1
- (41) イ 氏名 本間聡子

- ロ 住所 鶴岡市山五十川乙157番地
  - (42) イ 氏名 松田紗依
    - ロ 住所 東京都立川市富士見町1丁目10番2号
  - (43) イ 氏名 松田武彦
    - ロ 住所 飽海郡遊佐町吹浦字横町69番地
  - (44) イ 氏名 松田知子
    - ロ 住所 東京都立川市富士見町1丁目10番2号
  - (45) イ 氏名 松田信彦
    - ロ 住所 酒田市入船町7番37号
  - (46) イ 氏名 松田史子
    - ロ 住所 鶴岡市城南町5番19号
  - (47) イ 氏名 松田充代
    - ロ 住所 東京都昭島市玉川町3丁目6番1号
  - (48) イ 氏名 松田實
    - ロ 住所 飽海郡遊佐町吹浦字苗代35番地
  - (49) イ 氏名 松田泰典
    - ロ 住所 神奈川県川崎市幸区小倉2丁目27番9号
  - (50) イ 氏名 松田洋介
    - ロ 住所 茨城県取手市台宿二丁目12番23号
  - (51) イ 氏名 松田ヨシ
    - ロ 住所 茨城県取手市台宿二丁目12番23号
  - (52) イ 氏名 南尾洵子
    - ロ 住所 東京都大田区池上七丁目19番21号
  - (53) イ 氏名 八木美亜音
    - ロ 住所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目2番14号
  - (54) イ 氏名 八木幹雄
    - ロ 住所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目2番14号
  - (55) イ 氏名 八木幹登
    - ロ 住所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目2番14号
  - (56) イ 氏名 八木元基
    - ロ 住所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目2番14号
  - (57) イ 氏名 吉永リエ
    - ロ 住所 東京都文京区白山1丁目15番12号
  - (58) イ 氏名 松田貞江
    - ロ 住所 不明
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 裁定手続の開始を決定した日  
令和5年5月10日

令和5年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

令和5年5月30日

山形県教育委員会  
教育長 高橋 広 樹

- 1 教科書展示会の開始の時期  
令和5年6月16日（金）
- 2 教科書展示会の期間  
14日間 各日午前9時から午後4時45分まで
- 3 会場及び展示内容

| 教科書展示会会場                           | 展示内容                                                                                                                                                     |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 天童市大字山元字犬倉津2515番地<br>山形県教育センター     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書<br/>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> </ul> ※ 一般図書を含む |
| 山形市城西町二丁目2の15<br>山形市総合学習センター       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書<br/>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> </ul>                              |
| 寒河江市大字西根字石川西355番地<br>村山教育事務所       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書<br/>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> </ul>           |
| 村山市中央一丁目3番6号<br>北村山視聴覚教育センター       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書<br/>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> </ul>                              |
| 新庄市金沢字大道上2034番地<br>最上教育事務所         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書<br/>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> </ul>           |
| 米沢市金池三丁目1番14号<br>置賜総合文化センター        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書<br/>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> </ul>                              |
| 長井市高野町二丁目3番1号<br>置賜教育事務所           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書<br/>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> </ul>           |
| 東田川郡三川町大字横山字袖東7番1号<br>庄内教育事務所      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書<br/>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> </ul>           |
| 酒田市本町二丁目2番45号<br>酒田市役所本庁舎6階 教育委員会内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書<br/>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> </ul>                              |

備考 土曜日及び日曜日の開催並びに展示時間の延長等については、会場により異なる。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年5月30日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油 1,034キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係 新庄市若葉町12番55号  
電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 令和5年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地  
野口鉱油株式会社 天童市鎌田一丁目13番1号



- 5 落札金額 1リットル当たり 86.57円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和5年2月17日

令和5年5月30日印刷 発行所 山形県庁  
令和5年5月30日発行 発行人 山形県